

## 地方消費者行政の推進に関する提言

消費者行政の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方における消費者行政の強化・推進を図るため、情報ネットワークの整備や一元的な体制整備、消費生活相談を担う人材の育成などに対する必要な財政措置を継続すること。

また、地方消費者行政活性化事業については、平成 25 年度以降も継続すること。

2. 消費者の商品選択肢の拡大や信頼度の向上を図るため、輸入果汁の原料原産地表示を義務付けること。

3. 消費者が生食用生鮮食品を安心して消費できるよう、生食用牛レバーなどの内臓肉や鶏肉などの取扱いについて、早急に規格基準及び表示基準の策定を行うこと。